

生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定施術機関の指定に関する届出等

届出の種別	届出を要する事由	提出書類
指定申請	● 新たに生活保護法による指定を受ける場合	指定申請書 誓約書 免許証写
変更	● 指定申請書の記載内容に変更があった場合（施術所の名称を変更した場合，施術所が市内で移転した場合や所在地の表示が変更された場合など） ● 指定助産師・施術者の勤務先が変更となった場合（※指定助産師・施術者の住所地で指定申請を受けている場合のみ）	変更届
休止	● 当該指定施術機関を休止した場合	休止届
再開	● 休止した指定施術機関を再開した場合	再開届
廃止	● 指定を受けた事業の全部又は一部を廃止した場合 ● 施術者が死亡し，あるいは失踪の宣告を受けた場合 ● 施術所を市外に所在地を移転した場合（※助産所・施術所の所在地で指定申請を受けている場合のみ） ● 指定助産師・施術者の勤務先が変更となった場合（※助産所・施術所の所在地で指定申請を受けている場合のみ）	廃止届
辞退	● 指定施術機関の指定を辞退しようとするとき（30 日以上の予告期間を設けてください）	辞退届
処分	● 処分を受けた場合	処分届

ご注意ください

(1)各種届出は届出事項の発生から 10 日以内にご提出ください ＜助産機関・施術機関指定申請書＞

(2)施術者ごとの指定となりますので，施術所で複数の施術者の方が被保護者の施術の給付を行う場合は施術者ごとに申請が必要です。